



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <p>・鳥獣保護区の存続期間の更新</p>	<p>所管課(室)名</p> <p>総務文書課</p> <p>自然環境課</p>
<p>◎ 公 告</p> <p>・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見</p> <p>・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)</p>	<p>経営支援課</p> <p>漁業振興課</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <p>・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施</p>	<p>運転免許管理課</p>

告 示

長崎県告示第677号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第291号)の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年10月23日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 学事振興課関係						別表(第2条関係) 学事振興課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1~5 略						1~5 略					
6	長崎県私立専修学校 専修学校 経常費補助金	私立の専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。)における教育の振	略			6	長崎県私立専修学校 専修学校 経常費補助金	私立の専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2に規定する専修学校をいう。以下同じ。)における教育の振	略		

		興と経営の健全化を図る。
7	長崎県専修学校各種学校連合会補助金	専修学校及び各種学校(学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の教員の資質向上を図り、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。

8～17 略

18	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	私立専修学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。	補助対象者が、生徒が負担すべき授業料及び入学金に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額	私立の専修学校を設置している者のうち、別に定める基準を満たす者
----	--------------------	---	---	------------------------------	---------------------------------

19～23 略

		興と経営の健全化を図る。
7	長崎県専修学校各種学校連合会補助金	専修学校及び各種学校(学校教育法第83条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の教員の資質向上を図り、もって専修学校及び各種学校の振興に資する。

8～17 略

18	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	私立専門学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。	補助対象者が、生徒が負担すべき授業料及び入学金に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額	大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の規定に基づく修学の支援の対象機関となる私立専門学校を設置している者
----	--------------------	---	---	------------------------------	---

19～23 略

情報政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県情報通信格差是正事業費補助金	地域間の情報通信格差の是正を推進する。	携帯電話等エリア整備事業に要する経費	別に定める補助対象経費の2分の1に相	市町

						当する 額（エ リア内 の世帯 数が 100未 満の場 合にあ っては、 3分の2 に相当 する額）
--	--	--	--	--	--	---

長崎県告示第678号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和2年10月23日

長崎県知事 中村 法道

1 名称

平床鳥獣保護区

2 区域

長崎県長崎市西海町所在、一般県道長崎漁港村松線と市道西海町89号線との交点を起点とし、同所から同市道を南から東へ迂回して進み、同市道と市道西海町88号線との接点に至り、同所から同88号線を東へ進み、同市道と長崎漁港臨港道路畝刈琴海線との交点に至り、同所から同臨港道路を南へ進み、同臨港道路と市道西海町80号線との接点に至り、同所から同市道を南へ進み、同市道と市道西海町95号線との交点に至り、同所から同95号線を西へ進み、同市道と市道畝刈町6号線との接点に至り、同所から同6号線を西へ進み、同市道と市道西海町96号線との接点に至り、同所から同96号線を西へ進み、同市道と市道三京町畝刈町1号線の接点に至り、同所から同1号線を西へ進み、同市道と農道三京・白石原線との交点に至り、同所から同農道を北西へ進み、同農道と一般県道長崎漁港村松線との交点に至り、同所から同県道を北西から東へ迂回して進み、起点に至る線に囲まれた区域一円。

3 存続期間

令和2年11月1日から令和22年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定目的

開発が進んでいる地域に隣接した森林地域で、メジロ、ウグイス、ホオジロ等森林性野鳥が多数生息している。よって、引き続き保護を必要とすると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項に規定する鳥獣保護区として更新し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

- ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年10月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ諫早店
長崎県諫早市長野町1612-1 他8筆
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,650平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 宮本 明雄
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年10月23日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南島原市有家町石田405番地1
永川 利彦
長崎県南島原市有家町小川577番地
宮崎 正孝
 - (2) 加入区
有家町加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
有家町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県南島原市有家町石田8番地12

有家町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年10月23日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市新港町21番1号

靄田 敏彦

長崎県五島市新港町17番1号

岩永 弘道

長崎県五島市新港町13番8号

酒本 清

長崎県五島市松山町293番地22

松井 好幸

(2) 加入区

福江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

五島ふくえ漁業協同組合

五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島ふくえ漁業協同組合

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のように公示する。

令和2年10月23日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）

(2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）

2 受審資格

(1) 技能検定員審査

法第99条の2第4項第2号に規定する者

- (2) 教習指導員審査
法第99条の3第4項第2号に規定する者
- 3 審査の実施日時
令和2年11月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで
- 4 審査の実施場所
長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場
- 5 審査の申請
- (1) 必要書類等
- ア 審査申請書 1通
- イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。
- ㍑ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引^{けん}）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- ㍒ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- ㍓ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- ㍔ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- ㍕ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- ㍖ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- ㍗ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）
- ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面
- (2) 審査手数料
- ア 技能検定員
- | | |
|-------------------|---------|
| ㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 | 23,400円 |
| ㍒ 普通免許 | 19,500円 |
| ㍓ 第二種免許 | 21,500円 |
| ㍔ その他の免許 | 14,700円 |
- イ 教習指導員
- | | |
|-------------------|---------|
| ㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 | 14,550円 |
| ㍒ 普通免許 | 11,850円 |
| ㍓ 第二種免許 | 12,450円 |
| ㍔ その他の免許 | 9,650円 |
- ※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。
- (3) 申請書類等の提出先
長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
- 6 審査申請書の受理期間
公示日から令和2年11月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。
- 7 審査の細目
審査の細目は、別表のとおりとする。
- 8 その他
- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
 郵便番号 856-0817
 所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5
 電話番号 0957-53-2128

別表

区分 種類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト